

四日市市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月14日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第40号

四日市市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員通勤手当支給規則（昭和33年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第10条の2 条例第41条第4項の規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職され、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年四日市市条例第6号。第10条の4第2項において「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。第10条の4第2項において「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、又は</p>	<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第10条の2 条例第41条第4項の規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職され、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年四日市市条例第6号。第10条の4第2項において「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。第10条の4第2項において「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、又は</p>

<p>法第29条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く）。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第10条の4 (略)</p> <p>2 月の中途において法第28条第2項の規定により休職され、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職された場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第10条の4 (略)</p> <p>2 月の中途において法第28条第2項の規定により休職され、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職された場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(総務部人事課)